

## 第8. 人権尊重の教育の重点

### 1. 本年度の達成目標

「高等学校学習指導要領」、「府立学校に対する指示事項」、「人権教育基本方針・人権教育推進プラン」、及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等を踏まえ、人権教育を計画的・総合的に推進する。

その際、「府人権尊重の社会づくり条例」及び「府人権施策推進基本方針」「人権教育のための国連10年大阪府後期行動計画」等、人権に関する府の各方針・計画等に留意する。

#### 【重点課題】

- ① これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて人権教育を推進するとともに、生徒指導等において支援を要する生徒に対して人権尊重の視点にたった指導を行う。
- ② 過去の差別事象等の人権侵害による指導の経験を生かし、「学校における人権教育推進のための事例集」等を活用し教職員の人権感覚を一層磨くとともに、生徒の人権意識の高揚に努める。
- ③ 虐待の防止にあたっては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通して、生徒や家庭への関わりを深め、早期発見に努める。また、虐待を受けた生徒を発見した場合には、子ども家庭センター等関係諸機関に速やかに通告するとともに連携をはかる。

### 2. 本年度の取り組みの重点

- ① 昭和47年度策定の「同和教育推進要項」を平成14年度に全面改訂した「人権教育基本方針・人権教育推進プラン」に則して、「人権教育基本方針・推進計画」とした。この「人権教育基本方針・推進計画」の実施に伴う、運用の円滑化を図る。万一、差別事象が生起した場合、「生起時の対応」に基づき、速やかに対応する。
- ② 生徒の人権学習の推進にあたっては、総合的な学習の時間を軸に実施し、指導内容の改善と工夫に努める。
- ③ 一昨年度、創設された中高・地域等連携委員会の実践として、各中学校区地域教育協議会や地元人権研究会との協同に取り組む。
- ④ 自他を尊重する精神の具体化を図るため、ボランティア・ネットワークの取り組みを支援する。

### 3. 人権学習の計画

各学年において年間人権教育計画を作成し、人権教育の推進を図る。

#### 第1学年

日付	タイトル等
10/12	VTR「アイムヒア」僕はここにいる（大阪府教育委員会制作）を鑑賞し発達障害がどのようなものを学ぶ。
10/19	VTRの感想を書かせことを通じ発達障害について考えさせる。また、様々な発達障害や例を提示し、一層の理解を深める。

#### 第2学年

日付	内容
11/8	同和教育の第一歩として、VTR『バースディレストラン』（平成13年、滋賀県教育委員会制作）を鑑賞し、VTRの内容や同和問題に対する意見や感想をまとめる。
11/15	前回の内容やそれに対する生徒の意見を踏まえて、同和問題の始まりや歴史、現状などに対する理解を深める。その際、プリントなどを用いてわかりやすく解説する。
11/22	「地区」の方を招いて、同和問題の現状に関して講演をしていただく。この際、この地域で盛んな太鼓の演奏を実演していただくなど、生徒の関心を惹きつけられるよう図る。

#### 第3学年

日付	内容
6/21	就職差別について考え、統一応募用紙の意義を知る。 ※時間割変更して2時間連続で実施
11/15	社会に出て行く君たちに知っておいて欲しいこと
11/22	労働をとりまく現状を知る
11/29	労働問題について考える（講演会）

3月17日に1年間のまとめとして年間の人権学習総括(アンケートなど)を行う。

#### 4. 教職員研修の計画

人権教育に関する研修を実施する。

##### (1) 研修会

###### ①全教職員対象の研修

第1回…6月28日 第2回…12月13日 第3回…3月17日

###### ②学年毎の研修

人権HR学習のための研修等を随時

##### (2) 研究集会参加

府教委研修、府教育センター研修、及び府立人研、大東市人権教育研究会等に積極的に参加し、その都度、教職員に対し伝達講習を行う。

##### (3) 市内中学校区地域教育協議会参加（中高・地域等連携委員会）

積極的に参加し、中高、及び地域連携に努め、中高・地域等連携委員会を通して、その都度教職員に報告する。

##### (4) 本校の人権教育における組織

人権教育推進委員会：校長、教頭、事務長、首席、主担・副担、分掌（教務、生徒指導、進路指導、保健体育）の部長、各学年主任・同係

注：事象生起時には、人権教育推進委員会を開催し、職員会議等にて研修の実施。

#### 5. 教科等における人権研修

- ① 教科指導中等において、差別事象が生起した場合には、機を逸することなく「差別事象生起時の対応」に基づき必要な措置を講ずる。さらに、背景・要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、人権教育主担・副担等が集約し、管理職へ報告するとともに、背景分析から明らかになった教育課題の解決に向けて最善の努力を払う。
- ② 「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成10年3月一部改正）及び「府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月）の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進するとともに、在日韓国・朝鮮人生徒が自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努める。
- ③ 障害のある生徒等や配慮を要する生徒に対しては、個々の状況に則して学習指導、及び評価のあり方を工夫するなど、進級・卒業を目指して適切な指導を行うとともに、労働・福祉関係諸機関との連携のもと、適切な進路指導を行うなど、校内指導体制の充実を図る。
- ④ 「府男女共同参画推進条例」（平成14年4月施行）の趣旨を踏まえ、すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識を助長する場面がないか常に点検する。
- ⑤ 平成15年の「第3次大阪府障害者計画」を踏まえ、障害者に対する無理解や偏見などを取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進し、障害のある生徒の自尊感情や自己肯定感をはぐくみ、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していけるような指導に努める。
- ⑥ PTA諸活動に人権学習が意識されるように努めるとともに、家庭や地域社会との連携のもとに人権意識の高揚に努める。
- ⑦ 人権教育の推進にあたり、同和問題、男女平等、障害者、在日外国人等の様々な人権問題の解決に向け、人権尊重の理念を学校運営に反映する。また、関係研究組織との連携を図る。
- ⑧ 各教科等の学習を通して、人権尊重に根ざした科学的認識力を育み、人権侵害の克服に努力する。人権教育推進の各計画の作成に当たっては、生徒の実態を踏まえ、体系的なものとなるように留意する。また、前年度までの人権教育推進計画の実施状況及び教育効果の点検・評価を行い、教育課題の解決に資する具体的な指導計画となるよう努める。